

# セーフティネット登録住宅への支援の強化

令和5年度当初予算：  
 公的賃貸住宅家賃対策補助(125.29億円)の内数、  
 スマートウェルネス住宅等推進事業(183.1億円)の内数、  
 社会資本整備総合交付金等の内数

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向け、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を強化することにより、専用住宅を含めた登録の促進を図る。

- ・ 家賃低廉化補助の対象期間の拡大
- ・ 家賃債務保証料等の低廉化補助の対象を登録住宅全体に拡大するとともに、緊急連絡先引受け費用を補助対象に追加
- ・ 改修費補助において、最初に入居した要配慮者が退居した後、要配慮者を募集したものの入居がない場合は、要配慮者以外の入居も可能とする 等

	改修費に係る補助		家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助
事業主体	大家等、 地方公共団体 <b>拡充</b>	事業主体	大家等、 地方公共団体※3 <b>拡充</b>	家賃債務保証会社、 保険会社等、地方公共団体 <b>拡充</b>	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体 <b>拡充</b>
補助対象工事	①シェアハウス化 ②バリアフリー化 ③子育て世帯対応 ④耐震化 ⑤省エネ改修 ⑥交流スペース設置 等	補助対象世帯	原則月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 { 子育て世帯、新婚世帯： 月収21.4万円（収入分位40%）以下 多子世帯： 月収25.9万円（収入分位50%）以下 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等：月収21.4万円以下 } } { 子育て世帯、新婚世帯： 月収21.4万円以下 多子世帯：月収25.9万円以下 } }	原則月収15.8万円以下の世帯 { 子育て世帯、新婚世帯： 月収21.4万円以下 多子世帯：月収25.9万円以下 } }	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え（家賃が下がる場合に限る）
補助率・国費限度額	国1/3（国の直接補助※1） 国1/3 + 地方1/3 （地方公共団体を通じた間接補助） 50万円/戸 等	低廉化の対象	家賃	家賃債務保証料、 孤独死・残置物に係る保険料、 緊急連絡先引受けに係る費用	セーフティネット登録住宅への住替え費用
対象住宅	専用住宅※2	補助率・国費限度額	国1/2 + 地方1/2 等 2万円/戸・月 等 国費総額 240万円/戸	国1/2 + 地方1/2 <b>拡充</b> 3万円/戸 （家賃低廉化に係る補助と合わせて国費総額240万円/戸）	国1/2 + 地方1/2 5万円/戸
管理要件	専用住宅としての管理期間が10年以上であること ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和（間接補助） <b>拡充</b>	対象住宅	専用住宅※2	登録住宅※2 <b>拡充</b>	
		支援期間	管理開始から原則10年以内 次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間 <b>拡充</b> ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能 <b>拡充</b>	-	-

※1 改修費に係る補助について、国による直接補助を令和7年度まで延長する。 **延長**

※2 地方公共団体が所有している場合を補助対象に追加する。 **拡充**

※3 公営住宅等長寿命化計画等で総管理戸数の削減を位置付けている地方公共団体に限る。